

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 佐賀県規則第39号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(現金の直接収納)</p> <p><b>第47条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の場合において、会計管理者又は委任出納員に直ちに引き継ぐことが困難なとき又はやむを得ない理由があると会計管理者が認めるときは、出納員又は経理員は、毎月2回以上に取りまとめて、会計管理者又は委任出納員に引き継ぐことができる。<u>この場合において、委任出納員へ引き継ぐときは、会計管理者にその旨を報告しなければならない。</u></p> <p>5～8 略</p> <p>(不渡証券の取扱い)</p> <p><b>第49条</b> 会計管理者は、収納した証券が不渡りとなったため、歳入金又は歳出金から不渡金額を控除する旨取引店から通知があったときは、<u>歳入の収入済額又は歳出の返納済額から当該不渡金額を減額し</u>、証券不渡報告書により収支等命令者に報告しなければならない。この場合において、会計管理者は、証券返還通知書により納入義務者又は返納義務者に当該証券が不渡りである旨及び当該証券を返還する旨を通知しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(現金の直接収納)</p> <p><b>第47条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の場合において、会計管理者又は委任出納員に直ちに引き継ぐことが困難なとき又はやむを得ない理由があると会計管理者が認めるときは、出納員又は経理員は、毎月2回以上に取りまとめて、会計管理者又は委任出納員に引き継ぐことができる。</p> <p>5～8 略</p> <p>(不渡証券の取扱い)</p> <p><b>第49条</b> 会計管理者は、収納した証券が不渡りとなった旨取引店から通知があったときは、証券不渡報告書により収支等命令者に報告しなければならない。この場合において、会計管理者は、証券返還通知書により納入義務者又は返納義務者に当該証券が不渡りである旨及び当該証券を返還する旨を通知しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

改正前	改正後
<p>(私人への歳入の徴収又は収納の事務の委託)</p> <p><b>第50条 略</b></p> <p>(資金前渡をすることができる経費)</p> <p><b>第70条</b> 令第161条第1項第17号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>削除</u></p> <p>(8)～(19) 略</p> <p>2 令第161条及び前項の規定により資金を前渡することができる限度額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第8号、第14号、第16号及び第19号（共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則（平成19年佐賀県規則第6号）第2条に規定する共通費管理システムにより支出事務を処理する公共料金等に限る。）に掲げる経費で緊急時の支払に備えて常時保有しておく必要があるものについては、毎3月分以内の金額</p> <p>3 略</p>	<p>(私人への歳入の徴収又は収納の事務の委託)</p> <p><b>第50条 略</b></p> <p><u>(指定納付受託者)</u></p> <p><b>第50条の2</b> 知事は、<u>法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者の指定を行おうとする場合は、その内容について、あらかじめ会計管理者と協議するものとする。同条第3項の規定により変更の届出がある場合及び法第231条の2の7第1項の規定により指定を取り消す場合も同様とする。</u></p> <p>(資金前渡をすることができる経費)</p> <p><b>第70条</b> 令第161条第1項第17号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>報償費</u></p> <p>(8)～(19) 略</p> <p>2 令第161条及び前項の規定により資金を前渡することができる限度額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前項第7号</u>、第8号、第14号、第16号及び第19号（共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則（平成19年佐賀県規則第6号）第2条に規定する共通費管理システムにより支出事務を処理する公共料金等に限る。）に掲げる経費で緊急時の支払に備えて常時保有しておく必要があるものについては、毎3月分以内の金額</p> <p>3 略</p>

別表1の10の項中

「 全額※3 」	を	「 全額※3 ※4※5 」	に、
(1)用途、品名、数量、単価 及び金額 (2)検査済日付印の押印  ※4		(1)用途、品名、数量、単価 及び金額 (2)検査済日付印の押印  ※4	

「1件の金額が160万円を超える経費」を「1件の金額が160万円を超える経費※4※5」に、「契約締結のとき（分解検査を要する場合は請求のあったとき）（請求のあったとき） ※1」を「契約締結のとき（請求のあったとき） ※1」に、

「 1件の金額が250万円を超える経費 」	を	「 1件の金額が250万円を超える経費 ※4※5 」	に、
(1)用途、品名、数量、単価 及び金額 (2)検査済日付印の押印  ※4		(1)用途、品名、数量、単価 及び金額 (2)検査済日付印の押印  ※4	

同表の17の項中「1件の金額が160万円を超える経費」を「1件の金額が160万円を超える経費※4※5」に、同表の注の1の「10万円未満」を「10万円未満（物品及び庁舎設備を修繕する場合は50万円未満）」に改め、同表の注の5の次に次のように加える。

注6 上表の※5は、総務事務センター長が同センターの事務において使用する物品のうち、自ら支出負担行為及び支出命令を行い、又は行わせたものについては、この限りでないこと。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県財務規則別表第1の10の項及び17の項の規定は、令和5年度以降の予算（同年度に繰り越された令和4年度以前の予算を含む。）に係る財務に関する事務の処理について適用し、令和4年度以前の予算（令和5年度に繰り越された令和4年度以前の予算を除く。）に係る財務に関する事務の処理については、なお従前の例による。